

令和4年12月7日(水) ①

開 会 (午前9時30分)

大石議長

議案第73号から議案第101号までに対する質疑順位の決定及び請願第3号に対する紹介議員の取消しの件について採決方法の確認をお願いします。

**【議 事】**

**(1) 議案質疑通告者の報告**

※別紙のとおり10名から通告があった。

**(2) 質疑順位の決定(抽選)**

※別紙のとおり決定した。

**(3) 紹介議員の紹介取消しの議事日程について**

末吉委員長

請願第3号に対する越阪部議員の紹介議員の取消しの件について、採決方法を確認します。

採決方法について、ご意見はありますか。

石本委員

無記名投票としたい。

佐野委員

記名投票としたい。

末吉委員長

ただいま、請願第3号に対する越阪部議員の紹介議員の取消しの件について、記名投票と無記名投票の両方の要求がありました。会議規則の規定と、議会運営に関する申し合わせ事項によりまして、採決の方法について無記名投票と記名投票の要求がある場合には、いずれの方法によるかを無記名投票で諮ります。その後、この投票結果を踏まえて、無記名投票とす

ることに賛成者が少数の場合には、記名投票によって行うこととなります。  
す。

このとおり、投票で採決することよろしいですか。（委員了承）

末吉委員長

ここで、暫時休憩します。

休 憩（午前9時33分）

再 開（午前9時49分）

末吉委員長

議案質疑終結後、本会議を休憩し、再度、議会運営委員会を開催すること  
とよろしいですか。（委員了承）

散 会（午前9時50分）

令和4年12月7日（水）②

開 会（午後2時20分）

大石議長

先ほど、本日付けで請願者から請願第3号「地方自治法の規定に基づく、自治会・町内会が認可地縁団体（法人化）認可申請の不適切・曖昧な「審査及び認可」後の適法化について」の取下げ願いが提出されましたので、請願の取扱いについて協議をお願いします。

**【議 事】**

**（1）本日の議事日程及び今後の請願第3号の取扱いについて**

末吉委員長

ただいま議長からありましたとおり、請願者から請願第3号の取下げ願いの提出がありましたので、その取扱いについて、協議を行います。

請願第3号の取下げについて、今後の流れを確認します。

請願者から請願の取下げ願いが提出された場合には、その旨を議長から付託委員会に報告し、委員会において取下げの確認を行う必要があります。

委員会での取下げを了承したことを委員長から議長へ報告の後、議会運営委員会で取下げについての日程の協議を行い、その後本会議で取下げについて諮ることとなります。

つきましては、いったん議会運営委員会を休憩し、この後、市民文教常任委員会を開催していただきます。

市民文教常任委員会において請願の取下げの了承が確認され、市民文教常任委員長から議長へ請願の取下げの了承を確認した旨の報告の後、再

度、議会運営委員会を再開し、本日の議事日程にあります日程第2「請願第3号に対する紹介議員の取消しの件」の取扱いとこれからの本日の議事日程の協議を行いますのでよろしくお願いします。

## (2) その他

大石議長

この後、市民文教常任委員会、議会運営委員会が開かれ、本会議が再開されますが、その再開される本会議には執行部の方は出席要求をしておりませんので、議員と議会事務局だけで進めさせていただくことを報告します。

休 憩 (午後2時23分)

再 開 (午後5時30分)

大石議長

市民文教常任委員長から請願第3号の取下げについて、委員会において了承した旨の報告がありました。改めて本日の議事日程について協議をお願いします。

### 【議 事】

#### (1) 本日の議事日程及び今後の請願第3号の取扱いについて

末吉委員長

ただいま議長からありましたとおり、市民文教常任委員会において請願第3号の取下げが了承されました。

本日の議事日程について協議を行います。

初めに、日程第2「請願第3号に対する紹介議員の取消しの件」につい

ては、請願第3号の取下げ願いが委員会において了承されていることから、本日の議事日程から削除することとしたいと思いますが、よろしいですか。（委員了承）

それでは、議長次第により議事日程第2の削除の件を簡易採決により諮ることとなりますのでよろしくお願ひします。

次に、請願第3号の取下げについてです。

議事日程第2の削除の後、請願第3号の取消しの件を日程追加することによろしいですか。（委員了承）

日程追加の可否については、簡易採決によろしいですか。（委員了承）

採決方法については、簡易採決によろしいですか。（委員了承）

散 会（午後5時31分）

令和4年12月15日（木）

開 会（午前11時10分）

大石議長

議案第73号から議案第101号まで及び請願第4号に対する討論と採決方法について及び議員提出議案の第1回目の協議をお願いします。

なお、正副議長で市長に面会し、3月定例会の招集日について調整を行ったところ、招集予定日は2月20日となりましたので、御報告します。議会運営委員会から、例年行われております先行審議分については臨時会を招集して対応していただきたいということをお願いしていくこととしておりましたので、これをお願いをし、こちらの要望を伝えまして、今、御検討いただいているところです。

### 【議 事】

#### （1）討論通告者の報告

※議案第79号、第83号及び第85号に対し、平井議員が反対の立場から、議案第85号に対し、石本議員が賛成の立場から、議案第79号、第83号及び第85号に対して入沢議員が賛成の立場から討論との通告があった。

#### （2）討論順位の設定

※平井議員、石本議員、入沢議員の順に決定した。

#### （3）採決方法の確認

植竹委員

請願第4号について、無記名投票としたい。

末吉委員長

請願第4号については、無記名投票とすることによろしいですか。（委

員了承)

議案第73号から議案第101号までについては、委員会で多数で決した議案については起立採決、その他の議案については簡易採決としてよろしいか。(委員了承)

#### (4) 議員提出議案の協議

(※意見書(案)について、提出会派から趣旨説明があった。)

石本委員

5番についてだが、県によって対応が異なっているということと、身体障害者と精神障害者とは、療育手帳、保健福祉手帳の交付の在り方にばらつきがあるということだが、もし分かれば、なぜこんな経緯になってしまったのか教えていただきたい。

植竹委員

次回お答えする。

※協議の結果、別紙の議員提出議案(案)2、3については、2回目の協議を行わないこととなった。

#### (5) その他

末吉委員長

次に、閉会中の日程についてです。

先日の議会運営委員会で開催時間について御一任いただいておりますが、閉会日の翌日となる12月22日の議会運営委員会と通年会期制導入に係る議員説明会についてですが、議会運営委員会を午前10時から、議員説明会を午後1時からそれぞれ開催しますので、御報告します。

なお、議員説明会に係る資料については昨日、全議員に配信しております。

次に、1月の議会運営委員会の開催についてです。

1月12日の午後1時30分から公聴会の公述人の決定のための議会運営委員会と1月21日午前10時から公聴会を開催します。これに加えて、パブリックコメント手続に伴う市民からの意見に対する市議会の考えについて、公表案の確認のための議会運営委員会を開催する必要があります。本日、令和5年第1回定例会の日程が出されましたので、そことの絡みを合わせてまた議運を開かなければならないことがあると思いますので、後日、提案をさせていただくということによろしいですか。（委員了承）

また、今回、中議員から一般質問の取りやめがありました。時間が早まるということがあるかと思いますが、日にちで区切られているところについては、その日の一般質問の人数が減ったとしても後日の質問者が繰り上がったりはしないということを確認したいと思いますが、よろしいですか。（委員了承）

散 会（午前11時28分）

令和4年12月19日（月）

開 会（午後4時45分）

大石議長

先ほど開催した代表者会議において、市長から本日、追加議案7件を提出したい旨の報告がありました。最終日の日程及び議員提出議案の2回目の協議等をお願いします。

**【議 事】**

**（1）市長提出追加議案の報告**

※中村副市長が追加提出する議案第102号及び議案第103号並びに諮問第7号から諮問第11号までの概要を説明

**（2）議員提出議案の協議**

植竹委員

3番について、前回、法律で定義されていない理由の説明をとということであった。簡単に説明させていただく。今ある知的障害者福祉法の制定過程において、定義されなかった主な理由としては、この法律の元となっている1950年に制定されたいわゆる精神保健福祉法の中でも、既に精神病、精神薄弱及び精神病者と、精神障害者ということ定義していたこと、当時、手帳の交付の基準については、この時点で統一的な根拠や判断基準が示されていなかった。簡単に言うと、根拠となる法律の制定時から定義されていない、基準も示されていなかったことから、今、それを踏襲されているような流れであるということの説明させていただきたい。そのようなことから、各自治体において基準の判断が統一されていないと考えられている。

石本委員

調べていただいてありがとうございました。

※協議の結果、別紙議員提出議案（案）の7について、議員提出議案第8号として提出することとなった。

末吉委員長

議案の提出に当たって、字句等の整理が必要な場合には、その整理を委員長に一任していただくことでよろしいですか。（委員了承）

議員提出議案1件の採決方法は、簡易採決でよろしいですか。（委員了承）

### （3）12月21日の議事の進行（案）について

轟議会事務局

午前9時開議、議会運営委員長報告の後、一般質問となります。一般質問終結の後、市長提出追加議案として、人事案件7件の報告、議案を一括議題として市長提案理由の説明の後、議案調査のため休憩をお取りいただきます。休憩中に議会運営委員会を開催して質疑順位の決定、本会議を再開して質疑、案では委員会付託省略の決定の後、討論、採決となります。委員会付託の有無につきましては、後ほど御協議いただければと思います。

参事

次に、議員提出議案ですが、ただいま御協議が整いました意見書1件について御審議いただき、次に、今定例会中に健康福祉常任委員会において行われました所管事務調査に係る健康福祉常任委員長の報告、特定事件に係る各委員会の閉会中継続審査申出の件、議員派遣の件、市長あいさつの後、閉会となります。

### （4）市長提出追加議案について

末吉委員長

追加議案に係る市長提案理由の説明の後、議案調査のため本会議を休憩し、その後、質疑順位の決定のため議運を開催することによろしいですか。

(委員了承)

議案第102号及び議案第103号並びに諮問第7号から諮問第11号については、本来は委員会付託とするところですが、付託を省略し審議することによろしいですか。(委員了承)

#### (5) 議会運営に関する事項について

##### 通年会期制の導入について

###### ・ 施行日

末吉委員長

通年会期制の導入についてです。本日提案させていただきますが本日まともれば、12月22日の議運は開催しなくても大丈夫かと思っています。まともらないようであれば、また22日に開催ということになります。

まず、施行日についてです。あらかじめ、概要案と逐条解説の正副委員長案を配信しております。概要案については施行日を、逐条解説については施行日と専決処分事項の指定について、正副委員長案を示させていただきます。

初めに、施行日についてです。正副委員長案として、令和6年5月1日としました。逐条解説案のとおり、条例等の議決後、約1年間については、通年会期制導入後の日程を試行することとして、各定例会の初日は条例で定めた定例日となるよう市長に依頼し、定例会の日程パターンを試行することや、執行部の予算編成スケジュールなども考慮し、より安定的な導入

とするための準備期間として設定しました。また、会期は5月1日から翌年の4月30日までの始期に合わせることにしています。御意見等ありますか。それでは、施行日については、令和6年5月1日とすることよろしいですか。（委員了承）

・ 専決処分事項の追加

末吉委員長

次に、専決処分事項の追加についてです。10月に執行部から回答がありました意見・要望において、年度末の地方税法の改正に伴う市税条例等の改正については、市長の専決処分事項として指定してほしい旨の要望がありました。先月の議会運営委員会において、おおむね追加してもよいといった意見でしたので、正副委員長案を作成しました。

内容としては、年度末の地方税法の改正に伴い、市税条例や国保税条例の改正について、これまで市長が専決処分を行っていましたが、この専決処分については、年度の初日である4月1日において、改正しなければ市民生活や市の業務執行に大きな影響があるもので、かつ、市に裁量の余地がない事項に限ったものとなっています。

本来、議会の重要な議決事件である条例の審議を軽易なものとして専決処分事項に指定することは、適当でないと考えますが、毎年度末に専決処分として市長が行っている地方税法の改正に伴う市税条例等の改正であって、市に裁量の余地がなく、直ちに施行しなければならないものに関し、地方自治法第180条の専決処分として指定することとしています。御意見等ありますか。

中村委員

確認だが、政策研究審議会の答申がこれからあると思うが、その辺との関係はどうなるのか。あまり議運を開きたくはないが、今日の答申で大方が見えてくるから、その後に決定するのもよいのではないかと思う。方向はよいと思っている。

末吉委員長

それでは、この点については保留とします。

#### (6) 個人情報の保護に関する条例

末吉委員長

次に、個人情報の保護に関する条例です。こちらについても、あらかじめ正副委員長案を配信しております。

「所沢市議会の個人情報の保護に関する条例（案）について」という概要を作成し、お示しすることとしました。この概要については、主に、個人情報の保護に関する法律の規定のうち、議会として条例で規定しているものが分かるよう、比較できる表としています。

また、条例（案）の内容として、条例で規定する主な事項を記載しています。主だったものとしては、第30条の開示請求にかかる手数料については、執行部と同様の取扱いとして、手数料は無料とし、写しの交付により開示を受ける者については、その写しの作成や郵送等にかかる費用を負担することとしています。

また、主な内容に記載はしておりませんが、第45条の開示、訂正、利用停止の決定や開示、訂正、利用停止の請求等に対する審査請求があった場合や第50条の個人情報の適正な取扱いの確保のため、専門的知見に基づく意見を聞く場合には、執行部の所沢市情報公開・個人情報保護審査

会、所沢市情報公開・個人情報保護審議会にそれぞれ諮問することとして  
います。

なお、個人情報の保護に関する法律、第5章第5節の行政機関等匿名加工情報の提供等については、法と条例の規定を比較した表で示していると  
おり、議会の条例には規定していませんので、あらかじめお伝えします。

御意見等ありますか。それでは、このとおり決定してよろしいですか。(委  
員了承)

個人情報保護条例案については、パブリックコメント手続きにかけていく  
こととなりますので、よろしくをお願いします。

この後、政策研究審議会が午後7時からとなりますが、22日の議運で  
もう一度、専決処分の協議を行いますか。

粕谷副委員長

新規条例の施行日と個人情報保護条例については、こちらの案で了解を  
いただいたと思いますが、専決処分については本日、午後7時からの政策  
研究審議会に答申をいただく予定です。答申をいただいた内容が、こちら  
の案と政策研究審議会委員の考え方が合致していれば、22日の議運を開  
かずに、皆さんに報告するという形でもよろしいですか。

石本委員

21日に追加議案に係る議運を開くと思う。そこで報告を受ければ、手  
続上、問題がないと思う。

末吉委員長

そのようにすることでよろしいですか。(委員了承)

矢作委員

すみません、個人情報保護条例のことだが、うちはメンバーが揃ってい  
ないこともあって、確認してきたいと思う。

末吉委員長

決めてからそういうのはやめてください。

矢作委員

そうだが、ちょっと確認してきたいと思う。それで、パブリックコメントがいつからというのは決まっていたか。

末吉委員長

12月26日から1月26日までで、通年会期制導入に係る条例案とともに、パブリックコメント手続をしたいと思っております。

矢作委員

分かった。次の議運までには、ちょっと確認だけしてきたいと思う。

#### (7) 議会運営委員会の閉会中継続審査申出の件（特定事件）

※別紙のとおり申し出ることに決定した。

#### (8) その他

末吉委員長

12月26日から1月26日までの期間で、実施をするパブリックコメント手続の意見に対する市議会の意見の考え方の公表について、確認を行う議会運営委員会の今後の日程について提案をさせていただきます。12月22日の午前10時というのは、これからの政策研究審議会の答申次第ということになります。1月12日午後1時30分は公述人の選考等の議運になります。1月21日土曜日は午前10時から公聴会です。

2月13日の午後1時30分は3月定例会の1週間前議運となります。その間に、パブリックコメントについての回答案の確認をする議運を開催しなければならないと考えておりますが、3月定例会での先行審議案件がどういう扱いになるかという調整が、臨時会なのか、定例会の中でやるのかがはっきり決まっていないので、また改めて日程調整をさせていただきます。もう1回議運があるということをお含みおきいただければと思います。

本日は午後7時に政策研究審議会で、答申をいただける予定ですので、参加できる委員の方はよろしく願いいたします。

散 会（午後5時5分）

令和4年12月20日（火）

開 会（午後1時）

谷口副議長

先ほど、19番議員から議事進行に関する発言があり、佐野議員の、学校現場における情報管理体制についての質問に対する教育長の発言、これが1点目、2点目は、一般質問の中で意見を述べることの2点について、御協議をお願いします。

**【議 事】**

**（1）議事進行に関する取扱いについて**

末吉委員長

議事進行発言をした議員の会派から、何か説明はありますか。

石本委員

まず確認をしたいのは、正式に教育長がどういう発言をしたのか。ひょっとすると、認識が間違っているかもしれないので、その部分の会議録がどうなっているのか確認をしたい。また、意見については、様々な考えがあると思うが、皆さん本当にこれでよいのかということだ。

末吉委員長

それでは、教育長の答弁についてということで、議会事務局からお願いします。

轟議会事務局

教育長の発言につきましては、「お答えします。大変、御質問いただ

参事

たところで申し訳ないですが、この御質問いただいた件につきましては、当時の教育委員会の判断によるものであり、私がこの場で意見を述べる立場にはございませんので、大変申し訳ないですが、発言を控えさせていただきます。」といった答弁でした。

石本委員

その写しはもらえないか。

末吉委員長

それは今ですか。

石本委員

議事進行をかけた議員に会派に持ち帰って、ひょっとしたら、当時の教育委員会とおっしゃったが、もしかしたら教育長と、その辺の部分が大事だと思うので。

末吉委員長

事務局、写しの用意をお願いします。

石原委員

まず、議事進行発言があったので、議事進行の趣旨について、もう一度、議事進行をかけた議員の会派からお聞きしたい。

石本委員

趣旨は簡単で、行政は継続だと。日頃、我々は聞いているわけだ。そうすると、聞き間違ったのかもしれないが、過去のことを、そのときにいなかったから答えられませんと言ったら、今後、過去のこと、例えば、部長はまだしも、市長や副市長、教育長が交代したとき、これは前の副市長です、これは市長です、教育長ですから答えられませんということになってしまったら、一般質問で過去のことを聞けなくなるというのを危惧したことが、今回の議事進行をかけた趣旨だ。

石原委員

2つの件で議事進行をかけたと思うが、意見のことについて。

浅野委員

それは2つ目だから、別にしたらどうか。

石原委員

2つあったので、内容に入る前に確認をしたかった。別にやるということであれば、それは構わない。

石本委員

だから、今回の島田議員の議事進行は2つの論点があり、1点目は先ほどのことで、2点目は、質問に関係のない意見を言うということになると、今後、そういうのはどうなのかということで、そこは一度、議運で再確認

をしておいた方がよいのではないかという問題意識があつて議事進行をかけた。

中村委員           あと、佐野議員の質問も、もう一回ちゃんと聞きたい。会議録を教育長の答弁だけではなく、前の部分も合わせて見ないとよく分からない。

末吉委員長           確認ですが、佐野議員の意見の部分ですか。

中村委員           教育長に何を質問して、答弁が返ってきたか両方分からないといけな  
と思つている。ちょっと議論の在り方としては、意見の方と切り分けて議  
論をしませんか。そうでないとぐちゃぐちゃになってしまう。

末吉委員長           今、写しを事務局に取りに行つてもらつていますので、それで足りなけ  
ればまたということになりますね。

轟議会事務局           教育長の答弁部分を、今、コピーをしておりますけれども、これを先  
にお配りをいたしますか。それとも、質問部分も合わせてお配りをいたしま  
すか。

石本委員           質問も合わせてもらつて、それをもつて私も会派にこういうことだつた  
という確認をしたい。

末吉委員長           佐野議員の質問も起こしてあるのであれば、それも合わせて配つていた  
だきたいと思つています。

中村委員           配つた後、持ち帰らないと駄目だと思う。ここで分析はできないだろう。

末吉委員長           教育長の答弁については、写しを持って来ていただくので、それを見て  
いただいてから対応について協議することとします。

一般質問において意見を述べることについてですが、この点について、

議論を切り分けましょうという話がありました。何かこちらについて御意見はありますか。

石原委員

一般質問の中で意見を述べたことに対しては、先の9月定例会のところで私が議事進行で発言をさせていただいた。その際には、谷口副議長でしたが、議事進行に当たらないということだった。私はその在り方についてというか、発言をどうこうしてほしいとその場で申し上げたわけではなく、協議することを求めたので、即時、休憩を求めたわけでもないのだが、協議自体の必要性がないと御判断をされたので、ここで今回同じ現象が起きて、改めて今、議会運営委員会が開かれているという、その辺はどういうことで今こうなっているのかということは知りたい。

石本委員

おっしゃるとおりで、9月定例会の石原議員の議事進行で、当時議事進行に該当しないということになって、閉会後の議運でもう一度そこを確認した。しかし、本当に、今後もこのルールのままですってしまって皆さんはよろしいのか、皆さんの感想を聞きたいと思った。一度決まったことだからということかもしれないが、議運はあくまでも全会一致だから、1つの会派で今までのままでよいと言われたらそれっきりだが、もし皆さんが、ちょっと違うんじゃない、とか違和感を持っていたりするのか、どうなのかという部分は、今後の一般質問の在り方にかかわってくるので、どうなのかということだ。

石原委員

島田議員が議事進行をかけた趣旨というのは、ただ意見を述べるのはどうなのかということなので、それは私も9月定例会で全く同じ意見として

議事進行をかけたので、今の石本委員の説明というのは分かったのだが、同じ谷口副議長が議長として、議事の整理をされたときに、同じ内容だけれども、今日はこのように協議をされているというのは、これはどういう取扱いの違いがあるのか、谷口副議長に伺いたい。議事進行の趣旨は分かっている。同じ意見で私も9月定例会は議事進行をかけた。今日は改めてこういうふうに協議されるというのは、どういう扱いなのか。

谷口副議長

私の9月定例会の判断としては、小林議員が国葬について質問項目に挙げていて、結局他の議員がいろいろと聞いたので、最終的には取り下げた。その中で、手短な意見を述べたというようなところで、自分としては、許容範囲かなというところを判断させていただいた。今日については、通告以外のところで、いろいろと御意見があったので、この件を協議という形で、そこが判断の違いということで考えております。

浅野委員

今日議長を務めている谷口副議長の話聞いた。よく分かったが、私の感想を言わせていただきたいのは、小林議員は国葬のことを話したが、今日の佐野議員は、谷口議員の日頃の活動や議案に対する思いをわざわざ取り上げて、いじわるといったら言い方が悪いが、わざわざそこまで取り上げたのが、意見なのかどうかというのが、私は判断に迷うので、できたら、削除してほしいぐらいの気持ちでいるので、今日の佐野議員の意見をそのまま小林議員の意見と一緒にしたくないという考えはある。私の考えなので、議運の皆さんの判断に任せるが、ああいう他の議員をおとしめるような言い方をされたら、例えば、佐野議員は公約に議員報酬削減と言いな

ら、やっていないのはなぜだとか私が議会で発言をしてよいのかとなって  
しまうから、そういうことは意見としてはやらないように決めてほしい。

末吉委員長

事務局で準備ができたので、起こしたものをお配りしてよろしいです  
か。（委員了承）

石本委員

浅野議員の意見も分からなくもないが、それに関しては、議場で議事進  
行がかかっているわけだ。会議録の削除というのはすごく重い話だ。選  
挙で選ばれた人間の発言を会議録から削除するという話はすごく重い話  
なので、それが議場で議事進行もかかっている、他の別のテーマで議  
事進行がかかっている、それを協議する議会運営委員会で、ここの部分の  
会議録を削除ということにもしなってしまうたら、今後、そういうことが  
前例で残るので、私はここは慎重に取り扱わなければいけないのではない  
かと、今の御発言を聞いて思った。例えば、浅野議員が、本会議場でここ  
の部分はおかしいのではないかと議事進行をかけているのだったら分か  
るが、それはかかっている、こう言っただけでは悪いが、島田議員がかけた  
議事進行の趣旨とは違う追加で出てきたお題だから、意見だといったらそ  
この部分だということかもしれないが、島田議員は、あくまでも、質問をせず  
に意見を言うことに対してどうなのかということであって、佐野議員の発  
言の内容についての意見のところでは議事進行をかけたわけではない。それ  
を言ったら、3つ目の論点が浮上するということだ。

浅野委員

石本委員のおっしゃるとおりなので、私は議場の席ではなくインターネ  
ットで聞いていた。議場にいたとしても頭がそこまで回らないから止めら

れなかったとは思いますが、あくまでも感想だから、ここでそれを議題にして  
くださいと言っているわけではない。

石本委員 持ち帰りたい。

植竹委員 せっかく今、こうして意見について議論をしたので、そこはまず一回こ  
こで片付けてしまって、この流れからすると、次にこの件に入るのがよい  
のではないかと。

末吉委員長 石本委員は休憩を求められましたが、どうですか。

石本委員 先に片付けるのならそれで構わない。

末吉委員長 事務局に確認しますが、一般質問の中で意見を述べることについて、何  
か申し合わせや規定はありますか。

轟議会事務局 特に明文化した規定はございません。

参事

村上委員 会議規則の第54条に発言についてというものがあるが、そこは違うの  
か。

轟議会事務局 会議規則第54条につきましては、本会議における質疑や討論、議事進  
行に関するものなどの発言内容の制限ということであり、発言は、すべて  
簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならないと  
いう規定となっております。一方で、一般質問については通告制を取って  
おりますので、一般質問の趣旨に沿って又は照らして、発言をいただくこ  
うこととなりますが、地方自治法に基づく議長の議場の秩序維持権によ  
り進行がなされることから、一般質問においては、具体的な、明文化した

ものはないということです。

植竹委員

第54条第2項に、議長の采配として、注意するないし禁止することも求められるというところで規定が定められているところだから、結局は、議長の裁量によって全てのことが進むとは思っている。

中村委員

今までもこの手の発言の取扱いというのは議会運営委員会の中で協議はなされてきたと思う。そのときの議長判断を了としながらも、先ほど村上委員がおっしゃったような会議規則もあるので、その範囲については、皆さん気をつけようということの確認をしてきたと思う。だから、多分、かつてそのような事例があったとしても、それが全て削除に至った事例というのは、あまりないと思っている。そういった意味では、ここで今の発言は基本的に了としながらも、気をつけていこうというのが、今までの落としどころのような形があるので、そういった配慮を議会運営委員会の委員長あるいは議長等で、何らかの対応を考えていただいて、それを提案いただくというのがいいと思う。

村上委員

中村委員のおっしゃるとおりだと思う。基本的には会議規則第54条に記載されていることにのっとり我々は発言に留意しなければいけないということだと思う。望ましくないような発言はしないように、各議員が自分たちで意識を持って、議員としての発言の重みをしっかり感じていきながら、議会運営はされるべきだと思う。その判断については、今、おっしゃったように、その時々、議長としての判断もあるので、そこはうまくということになるが、議員の立場としては、そういう発言はしないよう

にしていく、そういったことが起きた場合には、また議運の中で再度、議長の判断というのもあるとは思うが、その都度確認をしていき、できれば、望ましいことを言えば、やっぱりそういった発言は控えるということが私はいいと思っている。

矢作委員

同感だ。やっぱり議員の発言は重たいと思う。市政に対する一般質問と関係のない発言というのは、その在り方というのはいかがなものかと思うし、それは残っていいのかということも思う。

石本委員

それを言ってしまったら、過去、国政のことを聞いて市政に関係するのとかいろいろ議事進行をかけられた歴史があるので、私はあえて言わないが、先ほど村上委員がおっしゃったみたいに、やはり留意してというところでしか、結局落とすところがないわけだが、それが確認できただけでも正直な話、私は十分大きいと思う。そうでないと、どんどんこうものが既成事実化して、意見ばかりをばーっと言うてしまう話になるので、先ほど村上委員がベテランならではの御提案があったので、私はもうそれが、皆さんで確認できるのであれば、意見のことについては十分だと思う。

末吉委員長

ほとんどの会派の方から同じ形の御意見をいただいたと思います。本会議を再開したら、今後の中でお互い留意していくというような旨の報告なりをさせていただくということによろしいですか。

中村委員

そこでいつも議論をしなければいけないのは、正副委員長の方で、次第というか準備をしていただいて、それを議長が発言するのか、委員長報告の中で済みますのかということをごここで諮って決めないと、またそこで変な

ことになったことがあるので、そこをちょっと話し合っていていただいて、こういう提案で次に進めたいということを諮っていただいたほうがよい。そのときにその内容だとか、誰が発言するのだというところまで、準備をしていただいたほうがよいと思う。

末吉委員長

意見を述べることについての扱いについては、お互いに留意をしていこうということですが、それをどの形でどのタイミングでやるかというのは、休憩後に提案をさせていただきます。

教育長の答弁、発言の方については、先ほど、持ち帰りたいという話がありましたので、後で休憩します。

佐野委員

関係のないその他になるが、市民部長の方で答弁漏れというか、事実と違うところがあったので、その修正をできれば検討していただきたい。イルミネーションのところ、完全な誤答弁、数字が違う答弁があった。

末吉委員長

何を言っているのかちょっとよく分からないのですが、修正を求めているのですか。

佐野委員

答弁に対しての修正を求めている。

村上委員

それは、答弁であって、それを修正するとかいう協議をこの場でするといのはどういうことなのか。答弁漏れということであれば、その場で言っていたらと思う。

末吉委員長

確認ですが、今、佐野議員の一般質問は終結していますか。

轟議会事務局

終結はしていません。

参事

石原委員 多分、本人の発言の趣旨としては、終結する前に止まっているので、答  
弁の漏れを見つけたと。それは言っているのかどうなのかということを確認  
したいという趣旨だと思う。

末吉委員長 事務局に確認しますが、終結していない項目で、質疑を求めてというの  
は可能ですか。

轟議会事務局 議運において、質問が次の項目に入った場合、既に終了した項目には戻  
参事 れないということが確認されております。

佐野委員 分かった。

末吉委員長 先ほどの件を持ち帰るに当たって何かありますか。

轟議会事務局 先ほどの教育長の答弁につきまして、ただいま情報がありまして、教育  
参事 長から答弁に対する訂正発言をさせていただきたいというような申出が  
あるということです。

末吉委員長 訂正の内容については、情報がありますか。

轟議会事務局 まだそこまでは情報が入ってきておりません。

参事

末吉委員長 それでは、持ち帰りたいという意見もありましたので、ここで暫時休憩  
します。

休 憩 (午後1時27分)

再 開 (午後4時20分)

末吉委員長

先ほど休憩中に、副市長と総務部長から、教育長の答弁に関して、追加  
というか、改めてお話がありました。こちら側としては、この間ずっとあ  
りました、答弁の内容について、いちいち一つずつ、ここはおかしいとか  
言っているのではなく、先ほどもありましたが、「当時の教育委員会の判  
断によるものであり、この場で意見を述べる立場にはない」と現在の教育  
長がおっしゃったということが、組織の継続性ということではどうなのか  
という論点で話をしていますということを説明させていただきました。再  
開をした時点で、佐野議員の一般質問がまだ終結をしていませんので、教  
育長のほうから発言の申出をさせていただきたいということで、令和元年  
の当該事件の対応については、重大な事件として捉え法律家の意見も聞い  
て対応したと、限界があった部分もあると。指導を徹底していくというこ  
とと、過去の事案については遡及性ということでなかなか難しいというこ  
とを語られるらしいです。こちらとしましては、先ほどの答弁に対して、  
改めて発言をしていただくということを付け加えていただきたいという  
ことをお話ししまして、了解をしていただいたというように理解をしてい  
ます。いかがでしょうか。

石本委員

改めてということになると、元の答弁に上書き保存ということになるの  
か。

末吉委員長

こちら側としては、そういう意味で、訂正や削除というのはなかなか受  
けていただけない感じではあったので、この答弁に対して「改めて答弁」  
ということを付け加えてほしいということを申し上げました。

村上委員 だから流れとすると、再開をした後に、教育長から発言の申出があったことを、この議運の中での話というのはしないということか。

末吉委員長 これからの流れについては正副委員長案を示すということでしたので、まず、本会議を再開し、初めに議会運営委員長報告をします。内容は、議運で議事進行発言の取扱いについて協議を行ったということで、「協議の結果、再開後、議長及び教育長からそれぞれ発言があることを了承いたしました」という報告をさせていただきたいと思っています。副議長からは、「一般質問につきましては、通告に従い、通告した事項を中心に行うよう御留意願います」という発言があり、その後、教育長から発言の申出ということになると思います。

石本委員 そこが結構大事なところで、私は先ほど上書き保存という言い方をしたが、そうではなくて、これも残って、これからの言葉も残る。簡単に言うと名前を付けて保存するのが2つあるのか、この上から上書き保存をかけるのかという、イメージ的にどっちなのかというのがある。

村上委員 今回の流れから言えば、先ほどからの流れがつながっているわけだから、再開をして委員長報告があつて、議長の報告、教育長から発言の申出があつて発言となるから、そのままずっと会議録は残っていくということだ。ただ、どういう発言になるかは、基本的には今は分からないわけだから、議会運営上の流れが確認できれば、うちの会派はそれでいい。

末吉委員長 そちらについては原稿をいただいているので、私がざっくり言ったような感じになると思っております。

もしそこで何かあるようでしたら、止めますか。

石本委員 3分程度、休憩がほしい。議事進行をかけた議員に確認をしたいので持ち帰りたい。

粕谷副委員長 先ほど、副市長と総務部長との話の中で、佐野議員に対して当初、先に答弁した内容の、教育長の立場で意見を述べる立場にございませんというところが引っかかったところなのだとということで、その発言はおかしい、その答弁はおかしいでしょうということで、冒頭、佐野議員への答弁に対して、改めて答弁をいたしますという一文を入れて、教育長の見解を述べてほしいということをお願いしました。

石本委員 改めてという言葉が入るのか。

粕谷副委員長 そのとおりです。

中村委員 本当は訂正がいいと思う。答弁の立場にないと言っている人が答弁するというのはおかしい。それをどう説明するのか。そこがなくなれば問題はないと思うが。

粕谷副委員長 確かに単刀直入に言うと、訂正という言葉を入れてしまえばいいとは思いますが、こちらから言ったのは、答弁に対して改めて発言をしていただくということで訂正に代えるというような考え方です。

小林委員 もう一度確認するが、そうすると、教育長の元の、お答えしますから発言を控えさせていただきますというのはそのまま残るということか。

粕谷副委員長 会議録には残ります。

末吉委員長 つまり、削除の申出がない以上、残るというのはあると思います。意見

があればお願いします。何とか折り合うところがそこだったということで  
す。

これからの流れですが、本会議を一度再開しないといけないので、再開  
します。会議時間の延長をして、議運を続けるのも有りだと思いますし、  
そこについては大丈夫ですので、意見を言っていただければと思います。

村上委員

基本的にここまでやっていただいた後、どういう発言があるのかという  
のは我々は分からないわけだ。今は、上書きなのかは分からないけれども、  
そういった手続でいいかどうかという話というのは、発言を聞いてみない  
と我々も分からない。そこを持ち帰って何をどう判断されるのか、それを  
教えてもらわないと、持ち帰った意味がちょっと分からない。持ち帰る理  
由がよく分からない。

中村委員

そもそも、発言の取消しや訂正の申出がないということが、よいか悪い  
かというところを持ち帰りたいと思っている。我々だけで決めないで、会  
派で話したい。そこがなくてもそのままでもいいのか、というのを会派で聞  
いてみたい。

末吉委員長

事務局に確認しますが、会議時間の延長をする本会議を再開するのに時  
間はかかりますか。

轟議会事務局

すぐにでも可能です。

参事

休 憩 (午後4時31分)

再 開（午後4時37分）

末吉委員長

引き続き、意見がありましたらお願いします。

中村委員

会派で話したが、この場で意見を述べる立場にはないという人が、意見を述べるというのはどう理解したらいいのかというのが分からなくて、正副委員長、議長の御努力の尊重をしたいのだが、その辺についてだけ、この発言が残ったままだと、何を発言されるかということはあるが、立場にないと発言を控えさせていただいたと言った人が、新しく答弁をするというのが分からない。この発言が仮に、取消し、訂正をされるのであれば意味が分かるが、その辺の理解をどうしたらいいのかというのがある。

末吉委員長

私たちとしては、当時の教育委員会の判断には意見を述べる立場にはないので控えさせていただいたと言った後で、先ほどの佐野議員の答弁に対して改めて答弁をさせていただくということで、先ほどの答弁をする立場ではないということを上書きするという意味で、何とか妥協できないものかということで、お話をしてきた。例えば、どうしたらいいか御意見はありますか。

村上委員

流れがよく分かっていないのだが、先ほどは、本会議の音声を起こした内容を確認したいので休憩とあって、その後ここまで飛んだ理由がよく分からない。持ち帰った結論も何も出ていないのに、いきなり教育長の何とかの発言がと言われても、その間の部分が分からない。まずはあの文章を持ち帰って、その結論を持ち帰った会派から今、こう考えているとか、こ

ういったことをしたいといった話がなくて、何でここまで一気に流れたのかもよく分からない。一応、そういう発言のお話があって、そういったことで教育長が発言するということは理解した。でも、それ以上のことは我々にどうしますかと言われても、うちの会派としてもどう判断していいのか分からない。何か持ち帰った会派の方からこうしてほしいというように言っていたかないと、我々も判断ができない。

石本委員

村上委員がおっしゃったのはごもっともなことだと思うので、私の会派は持ち帰って改めてこの本会議の起こしを読んで、その立場にはございませんとなったら、議運が始まったときにも言ったが、過去のことも全部、これを理由に質問できなくなるという部分もあったので。ただし、正確に発言された文言はどうだったのかということで、持ち帰っていた。だから、議事進行をかけたときの趣旨は変わっていない。こういうような答弁がずっと残る、認めたら、今後、過去のことは遡って質問しても、私はそのとき違ったのだと言われてしまうということのを危惧するわけだ。ここの部分を残すことが、本当にいいのかというのは、文字起こしを見て感じた。

末吉委員長

どうしたいかを言っていただけますか。

石本委員

だから、この発言を、今後残すといったときのリスクを許容すると皆さんが言うのであればしょうがない。そういうことだ。うちの会派一つがおかしいと言っても、皆さんがそれでいいのだと言ったら、今後、こういう答弁をされても文句を言えなくなってしまうから。でも、今までは、そうではなかった。過去のことで、担当が変わったりしても、当然、それ

は答えていただいていた。だから、こういう答弁が会議録としてずっと残るといことは、今後もこういうことが起きますよと、そのときには令和4年12月定例会でこういうことがありましたよねと前例を出されたときに文句がほとんど言えなくなってしまう。議会は前例主義の部分があるので。

村上委員 先ほどの、本会議を書き起こした文章の中身についての、持ち帰った部分を今、石本委員から聞いたので、その件でうちの会派は持ち帰らせていただきたい。内容が分かったので。

末吉委員長 そうしましたら、本会議を一度再開したほうがよいと思いますので、よろしいですか。（委員了承）

轟議会事務局 会議時間の延長のみということではよろしいですか。

参事

末吉委員長 そのとおりです。

轟議会事務局 執行部の出席につきましては、呼ばずに進めるということではよろしいでしょうか。

末吉委員長 よろしいですか。（委員了承）

休 憩（午後4時44分）

再 開（午後6時25分）

末吉委員長 持ち帰りされた会派はいかがですか。

植竹委員

先ほどの持ち帰りということで、教育長の方から答弁に対して改めてということがあったが、そのような発言をもしされたいということであれば、我々としては補足するような説明、答弁ではなく、訂正した上で発言を求めるものとしたい。

末吉委員長

先ほど、休憩中に調整をさせていただきました。教育長のほうからは、当時の教育委員会の判断によるものであり、私がこの場で意見を述べる立場にございませんので発言を控えさせていただくという発言があったかと思えます。その点に関し、追加発言の申出というように思っていたのですが、先ほどの佐野議員の答弁におきまして、私がこの場で意見を述べる立場にございませんと申し上げましたが、改めて答弁をさせていただきますとして、当該事案の対応については指導を徹底していく旨の発言をしたという申入れがありました。

植竹委員

だから、そのような補足をするのであれば、まず前段としては、訂正する旨の形で行っていただきたいというのが我々の意見だ。

村上委員

先ほど、議会運営委員会の運営について話をさせていただいたが、再度、先ほどこの本会議の起こしを持ち帰った上で会派としてどういうことになったのかという石本委員からの話を受けて、皆さんはどうしますかと聞かれたので、うちは持ち帰った。持ち帰った結果、そういった発言があるとすれば、やはり訂正発言をするべきではないかというのが会派の考え方だということだ。

石原委員

今の提案の、訂正という発言になると、冒頭から新しい発言になって、

すなわち、休憩前の発言は会議録上は残らないという提案か。

植竹委員

会議録に残す、残さないは別の話として、まずは前段として、補足するような答弁をするということであれば、そこは訂正した上で発言をしていただきたい。会議録はその後の話だ。

石原委員

分かった。

末吉委員長

事務局に確認しますが、訂正や取り消しがあると思いますが、訂正の場合どのような形になりますか。

轟議会事務局

発言の訂正につきましては、会議規則の規定に基づき、議長の許可となりますので、議長次第により訂正発言を行うこととなります。

参事

末吉委員長

そうすると、その従前の発言は残るという認識でよろしいですか。

轟議会事務局

そのとおりです。

参事

中村委員

公明党と同じだが、加えて発言するというニュアンスがないようにしていただきたい。というのは、やはり、立場にないとおっしゃってコメントを差し控えている方が答弁をされるというのは、なかなか整合性が取れないので、きちんとした手続において、この答弁が会議録上に残るか残らないかはともかくとして、きちんと否定をしていただいて、新たに答弁をしていただくというのが筋なのではないかと思っている。そういった意味では、先ほど、村上委員、植竹委員のおっしゃったことと全く同じ考えだ。

石本委員

うちも全く同じ考えだ。

矢作委員

うちも同じだ。

石原委員

植竹委員の提案のとおりでうちもよいと思う。

末吉委員長

それでは全ての会派が同じ意見ということで、訂正ということなので、先ほどの佐野議員の答弁に対して、訂正して改めて答弁させていただきますというのでしょうか。

村上委員

一応、議会運営委員会でこういった意見が一致したので、それをもって再度調整をしていただきたい。

末吉委員長

それでは、また調整をしてまいります。ここから先ですが、すぐにそうですねと言っただけならば、また議運を再開します。ただし、もう今、午後6時30分ですので、これから先の議会運営について、改めて協議をしたほうが良いと思いますので、次の議運の中でまた何かあるようでしたら協議いただきたいと思います。

休 憩（午後6時32分）

再 開（午後6時45分）

末吉委員長

調整させていただき、教育委員会のほうからは、先ほどの佐野議員に対する答弁におきまして、私がこの場で意見を述べる立場にはございませんと申し上げましたが、訂正して改めて答弁をさせていただきますと、冒頭で発言していただけたということになりましたが、よろしいですか。（委員了承）

この後、本会議を再開し、議会運営委員長報告で、協議の結果について

議長及び教育長からそれぞれ発言があることを了承しましたと報告します。議長からは、通告した事項云々という意見のところを申し上げます。佐野議員の一般質問を終結し、お二人の一般質問が残っておりますので、これを再開していくということによろしいですか。（委員了承）

散 会（午後6時46分）

令和4年12月21日（水）

開 会（午後6時10分）

大石議長

議案第102号及び議案第103号並びに諮問第7号から諮問第11号までに対する質疑順位の決定をお願いします。

**【議 事】**

**（1）議案質疑通告者の報告**

別紙のとおり2名から通告があった。

**（2）質疑順位の決定（抽選）**

別紙のとおり決定した。

**（3）討論の有無の確認**

末吉委員長

討論、採決については、今この場で確認することができますか。

討論はありませんね。採決方法は簡易採決でよろしいですか。

石本委員

議案第102号については、無記名投票でお願いしたい。

末吉委員長

議案第102号については、無記名投票とすることよろしいですか。

（委員了承）

議案第103号及び諮問第7号から諮問第11号までについては、簡易採決としてよろしいですか。（委員了承）

それでは、質疑終結の後、本会議を休憩して議運を開くことなく、討論、採決ということよろしいですか。（委員了承）

**（4）その他**

議会運営に関する事項について

末吉委員長

## 通年会期制導入について

### ・専決処分事項の追加

最後に、通年会期制導入について、専決処分事項の追加についてです。

19日に開催された政策研究審議会に出席いただいた委員の皆さんにおかれましては、お疲れ様でした。政策研究審議会委員の皆さんと意見交換、質疑応答ができて大変充実した時間となりました。ありがとうございました。

先日の議運においては、正副委員長案で決定をする前に、19日に開催された政策研究審議会の答申をもって、最終決定するということで保留としておりました。

政策研究審議会の答申では、「地方税法と市税条例との関係において、全国の市町村が統一的な基準によって地方税を取り扱うべきことについて、国の法律として定めており、国民の代表によって構成される国会において改正された法をそのまま条例に反映させるという観点から、理念的にも問題がなく、実務上差し支えのないものであり、地方税法等の改正に伴う市税条例等の改正であって、市に裁量の余地がなく、かつ、恣意的な判断が入らないものについて専決処分事項として指定することは、認められる」とのことでした。

答申も踏まえ、お示しした正副委員長案で決定をしてよろしいですか。

(委員了承)

それでは、12月22日に開催を予定していた議会運営委員会について

は、取りやめるということによろしいですか。（委員了承）

前回お話をしました、1月と2月の間にもう1回議運を入れさせていただきたいという件ですが、第1回定例会が先行審議案件の審議まで含むとなると、年度末ぎりぎりまでやらなければいけない日程になるので、できたら臨時会をとということをお願いをしているのですが、まだそのところが固まっていませんので、臨時会をやるとなれば、そこに伴っての議運も入ってくると思うので、まだ流動的なので、来年になりましての議運の中で再度提案をさせていただくということによろしいですか。（委員了承）

矢作委員

前回の議運のときに、所沢市議会の個人情報の保護に関する条例についてちょっと確認をしたいということで、発言をさせていただいた。個人情報の保護がどういうふうになっていくかということ、匿名加工情報のことが心配ではあるが、議会としては、外部に提供していくという規定が入っていないというふうに理解したのだが、それによろしいかどうか確認したい。

末吉委員長

匿名加工情報について改めて説明します。個人情報の保護に関する法律においては匿名加工情報を提供する場合における行政機関等が行わなければならない事項の規定がありますが、議会の条例においては、提供することを想定していないため、同様の規定はありません。

ただし、執行部から提供を受ける可能性があることから、提供を受けた場合において、加工された情報の一部などを取得し、又は他の情報と照合して、本人の識別をしてはならないことや、漏えいを防止するため、匿名

加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこと  
を規定しています。

矢作委員

了解した。

散 会 (午後6時16分)